

印鑑登録と証明の手続について

種類	こんなとき	申請者	持参するもの
印鑑登録申請	1. 新たに登録するとき 2. 登録していた印鑑の廃止又は紛失の届をした後、別の印鑑を登録するとき 3. 印鑑登録証の亡失届をした後登録しなおすとき。	本人	1. 登録する印鑑 2. 本人確認のための免許証もしくは井手町に印鑑登録をしている人の保証書
		代理人	1. 登録する印鑑 2. 委任状 3. 代理人の印鑑(登録印) 4. 保証人の印鑑(登録印) (この場合は本人あてに照会書を出し回答書を得て受理)
亡失届	1. 印鑑又は登録証を紛失したとき	本人	1. 印鑑又は登録証 2. 届をする印鑑
		代理人	1. 印鑑又は登録証 2. 代理人の印鑑 3. 委任状
引替申請	1. 登録証の番号が読めなくなったり、ひどく汚れていたんだりしたとき	本人	1. 印鑑と登録証
		代理人	1. 登録証 2. 代理人の印鑑 3. 委任状
廃止届	1. 印鑑登録を廃止したいとき	本人	1. 印鑑と登録証
		代理人	1. 印鑑と登録証 2. 代理人の印鑑 3. 委任状
交付申請	1. 印鑑登録証明書が必要になったとき	本人	1. 登録証
		代理人	1. 証明書が必要な方(本人)の登録証 2. 代理人の印鑑(認印)でもよい (登録番号・住所・本人氏名・生年月日・枚数を本人から聞いておく)

1. 印鑑登録証の提示がないと証明書の交付はできません
2. 証明書の交付手続の際、実印を持参する必要はありません
3. 印鑑登録証は実印と同様に大切に保管してください